

平成 27 年(行)第 4 号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄外

被告 国

2017 年(平成 29 年)5 月 22 日

長崎地方裁判所 御中

## 原告ら治水面に係る主張の要旨

原告ら訴訟代理人 弁護士 平山博久

### 第 1 はじめに

これまでの審理で明らかとなった点は、長崎県は石木ダムを建設するという結論ありきの方針に基づいて、客観的事実を歪めて事業認定申請をしており、そのような手法によらなければ治水面における形式的必要性すら作り出すことができなかつた、というものです。これから各論に入りますが、今申し上げた点は、利水面・治水面に共通して指摘できることです。

### 第 2 計画規模の異常性

#### 1 長崎県は、計画規模を 1 / 100 としています。

そしてこの計画規模は石木ダム建設という結論ありきで設定されたものであり、客観的基準に従い、合理的に導き出されたものではありません。

そのことは、①国土交通省河川砂防技術基準において全国的バランスが求められる計画規模の一般的・全国的な評価基準から大きくかけ離れた評価基準を用いたこと、②最新のデータがあるにも関わらず、長崎県は、昭和 50 年当時の河道状況データを用いて想定氾濫面積の計算をしたとしていること、③そこで使用された昭和 50 年当時の河道状況が当時の河道データを正確に反映したものであるかについて疑問があること、④平成 17 年当時の河道を前提とすると計画規模はせいぜい 1 / 50 であること、⑤石木ダム建設が検討される前の計画規模は上流と同じ 1 / 30 であったこと、⑥長崎県が過去に別の河川において、ダム計画が検討されるようになった途端、計画規模を変更する手段によってダムの必要性を作出し、実際にダムを建設したことがあったことなどに照らして明らかです。

#### 2 計画規模を 1 / 100 とすることを前提として本件事業認定がなされておりますが、先ほど述べた通り、計画規模 1 / 100 という数値自体が虚構のものであ

って、客観性のない、石木ダムありきの恣意的数値ですから、石木ダムの必要性は皆無という他ありません。

### 第3 基本高水流量の異常性

1 次に、異常な数値であるとの指摘は先ほど述べた計画規模のみならず、長崎県が設定した $1400\text{ m}^3/\text{秒}$ という基本高水流量にも当てはまります。

すなわち、 $1400\text{ m}^3/\text{秒}$ も石木ダム建設という結論ありきで設定された数字であり、客観的・合理的に導き出された数値ではありません。

2 それは、 $1400\text{ m}^3/\text{秒}$ という数値が、①9つの降雨パターンの検討において、1時間雨量が突出した1パターンを取り上げた点、②1時間の降雨強度を取って検討しておらず、引き伸ばし降雨を対象降雨から除外しなかった点に照らして明らかです。

その他、③上流部の計画規模は $1/30$ に過ぎず、現実に長崎県が想定した $1/100$ の降雨が現実に起こった場合には上流部分の流下能力流量を超えた水は川棚川の外部に越水するため、その下流である基準地点では水量が減少することが客観的に明らかであるところ、長崎県の計算では、上流部分があふれないことを前提とした計算がなされています。

そこで、原告らは、第7準備書面において、この点に関する主張をした上で、上流部が越水しないことを前提とした計算をしていないというのであれば、その計算を明らかにすべく被告に釈明を求めたところ、今回の被告準備書面では、回答を拒絶しています。

この被告の回答拒絶は、原告らの、上流部が溢れないことを前提とした計算によって基本高水流量が水増しされている、との主張を認めたものに他なりません。

3 以上の通り、基本高水流量の計算においても、長崎県は石木ダム建設ありきで恣意的手法に基づいて $1400\text{ m}^3/\text{秒}$ という異常値に設定したものであり、客観的・合理的な計算によって導きだされたものではありません。

異常値である $1400\text{ m}^3/\text{秒}$ を前提に本件事業認定がなされており、

次に、基本高水についてです。基本高水について一番の問題は、降雨強度の検討をしていない点にあります。降雨強度とは「雨の強さ」です。雨が短時間に集中

して降ればその分瞬間的に流れる水の量は増加します。したがって、雨が短時間に集中して降る確立についても検討が不可欠です。

長崎県は基本高水を出すために9つの降雨パターンを検討しました。そのうち、石木ダム無しで流下できないのはわずか1パターンのみでした。しかも、そのパターンは1時間雨量が極めて突出したパターンです。

長崎県は3時間で降雨強度を検討しているから1時間で降雨強度を検討する必要はないと言います。しかし、該当するパターンで雨量が突出しているのは3時間ではなく、1時間です。従って、1時間に突出して集中して降る確率がどの程度あるか（降雨強度）を検討すべきなのは明らかです。長崎県がこれをしていないのは、1時間の降雨確率を検討すると $1/100$ と大きくかけ離れてしまうためと思われる。

4 また、長崎県の検討では、仮に100年に1度の雨が降れば、山道橋まで流れてくる前に上流で水があふれることを考慮していない点も問題です。下流をいくらか $1/100$ に整備しても上流は $1/30$ の計画規模なのでから100年に1度の雨が降れば当然上流であふれます。したがって、下流まで流れてくる水は少なくなるのです。長崎県が計算する $1400\text{ m}^3/\text{秒}$ にはなりません。この点を長崎県が見落としているとは思えないのであえて計算にいれていないのでしょう。

5 最後に、石木ダムがなくても100年に1度の雨がふっても現実に流せます。長崎県が言っているのは、余裕が欲しいということです。余裕のために地権者らの住み慣れた土地・家を奪おうというのです。地権者らが反対するのをもっともだと思います。

余裕高が必要だとしても、実際に余裕高が足りないのはわずかな区間でしかない、堤防の嵩上げや、掘削工事で対応が可能です。石木ダムがなくとも、わずかな工事で対応可能なのです。

第4 以上のとおり、長崎県は、数字を恣意的に操作してダムの必要性を作り上げてきました。しかし、やはり必要ないものは必要ないのです。これまでの主張のやり取りでそのことが明らかになっていると思います。

以上が、原告ら第6準備書面の要旨です。

以上